

論文

## 中華人民共和国民事訴訟法改正建議稿に関する一考察

御手洗 大輔

### 一、はじめに

#### 1. 東京部会における報告の概要

本稿は、2006年第4回「社会体制と法」研究会東京部会研究会（9月5日18時～20時）において報告した内容、および、当日の議論を基にして修正したものである。当日は、現行法である1991年民事訴訟法の改正論議とその問題の背景、および、現行制度である四級二審制の意義とその統計データを用いた二次分析<sup>1</sup>の結果について報告した<sup>2</sup>。

二次分析においては「兩便原則（人民大衆が訴訟を行うのに便利で、人民法院の審判業務に便利であるという原則）」<sup>3</sup>の実現状況について、審級制と裁判所へのアクセスの関係から考察を試みた<sup>4</sup>。具体的には、一部地域（北京市、上海市、山東省、四川省、広東省）の統計データ<sup>5</sup>を利用して、各審級の所在地と各地区の人口分布との相関関係を分析することによって、「兩便原則」がどの程度まで実現しているかを考察した<sup>6</sup>。筆者は、「兩便原則」が一定程度実現していることが証明できたと考える。このことは、後述するように、なぜ黄松有<sup>7</sup>が「新兩便原則」を再提出するに至ったのかを考える上で有用である。

建議稿は、現行法の改正理由として、地方保護主義の影響や訴訟審理の非効率性、再審のし易さなどを列挙しているのであるが、やや説得力に欠ける感がある。なぜなら、地方保護主義について言えば、これは、結局のところ、審判の独立や人民法院の独立性が人事面や財政面から侵害されていることに帰結する<sup>8</sup>。そして、訴訟審理の非効率性や再審のし易さについては、人民法院へのアクセス性を一定程度維持している現状が、改正によって悪化するおそれが懸念されるからである。

したがって、これらを改正理由とするだけでは十分な説得力を有しているとは言えない。言い換えれば、改正理由の真の目的は、審級制以外の要因によると推測される<sup>9</sup>。

#### 2. 本稿の位置づけ

同東京部会報告においては、論点を広範に示したうえ、順序を逆転させてしまったために、その関連性を適切に説明できなかった。そこで、二次分析の考察については、上述したまとめのみとし、前者（現行法である1991年民事訴訟法の改正論議とその問題の背景について）のみに限定して、本稿をまとめることにする。

前提として確認しなければならないことは、なぜ手続法を分析対象としたのか、すなわち、筆者の問題関心の原点の提示である。端的に言えば、筆者の問題関心の原点は、「現代中国法の特殊性の解明」にある。現代中国の特殊性の解明にあたって重要なことは、法ないし政策の実現がどのようにして確保されているかを解明することである。

この解明にあたっては、「人民法院」に期待されたその理想像、「執行難」問題の原因究明、次に強調されて来た「司法の公正」問題の原因究明など、分析対象とすべき範囲が広範になる。筆者が手続法を分析対象とした理由は、それが広範な分析対象において、統合された視点を提供してくれるからである。

### 3. 現代中国法分析の変化とその分析傾向について

資本主義法と異なる法体系、法制度の変遷を辿ってきた現代中国法は、それだけでも社会科学の対象としての魅力を備えている。この魅力の一端は、近年<sup>10</sup>の国際化の波の影響を受けて、現代中国法にも融解が生じているところに見受けられる。たとえば、「法治（法によって社会を統治する）と人治（人によって社会を統治する）」の議論や「司法改革」の議論は、現代中国法を知らない外国人らにも、ある種の親近感を与え<sup>11</sup>、これらの議論の推移にその目を向けさせている。このような議論は、魅力的だが近づき難かった現代中国法の分析にも変化を与えた。

思うに、近年の現代中国法の分析傾向には、大きく分けて三つの傾向がある。第一に、現代中国法に関する調査に属するもの。これは、現代中国法の構造を、理論上から、または、実務上から分析するものである。この傾向の特徴は、原理を抽出するのではなく、現代中国に内在する特徴的な事実を抽出することに重きが置かれる。第二に、現代中国法に関する評論に属するもの。これは、現代中国法の構造を、その濃淡はあるものの、先行研究の再整理をふまえて分析するものである。この傾向の特徴は、原理抽出でも、内在する特徴的事実の抽出でもなく、現代中国法を知らない人々にたいしてこれを教示することに重きが置かれる。第三に、現代中国法に関する研究に属するもの。これは、現代中国法の構造を、社会科学の一分野として分析するものである。この傾向の特徴は、当然に、原理の抽出に重きが置かれる。

分析傾向のこのような拡大は、法学の分野に限られたものではない。したがって、現代中国に関する分析として考えれば、情報量は格段に増大している<sup>12</sup>。

### 4. 現代中国法研究と「国家法の国際化」について

このように増大する現代中国に関する情報量の増大とともに留意しなければならないことは、近年、目に見えて活発になっている国際化の動向である。この国際化の流れは、すでに自明のものとなっている。ヒト・モノ・カネの流れが国境を頻繁に往来するようになればなるほど、国際化の流れが強まる。

法の分野についていえば、たとえば、「国家法の国際化」が問題となる。「国家法の国際化」は、国際テロ犯罪の問題や外国判決の承認問題などが契機となる。刑事や民事を問わないところが重要である。場合によっては、民刑一体の法が希求される可能性があるからである。

国際化の流れによって、個別具体的な問題にたいする対処療法的な施策が制定される一方で、

「国家法の国際化」は、主権国家下の国家法と外国法との関係に、すなわち、一般的抽象的な問題にたいする対処を促す原因となりうる。したがって、これは、原理の抽出に重きを置く現代中国法に関する研究にとって、特に、留意しなければならない。

## 5. 建議稿を取り上げる背景

近年の現代中国法の分析傾向の多面化と国際化の流れを並列させたとき、両者を結合させる「現代中国法の特殊性」に関する分析は、十分に行われていない状況にある。たとえば、「共産党の指導」や「権力集中制」、「地方保護主義」というキーワードが確かにこの特殊性を物語る。しかし、これらのキーワードは、用いる論者によって何を意味するのかが著しく異なっており、用法の混乱が見られる（情報の非対称性の問題）。これは、キーワードの内実をより深化させなければならないことを警告している。

本稿は、この警告を受けて、これに答えることを企図した。これが建議稿を取り上げた根底に存在する背景である。

## 6. 建議稿（第四稿）について

本稿において取り上げる建議稿は、『《中華人民共和國民事訴訟法》修改建議稿（第三稿）及立法理由』（以下、建議稿と略す）である<sup>13</sup>。同建議稿を検討するのは、やや時期を失しているかもしれない。なぜなら、2006年10月頃に、第四稿が完成し、その研究会が開催されたと報道されているからである<sup>14</sup>。

しかし、同建議稿の魅力は、建議稿自身が改正を視野に入れた成果物であることの生理的現象として、現行法の実践によって発見された問題や原因の分析と、その対策や構想を底辺に含みつつ作成しているところにある。また、報道内容を見る限りにおいて、第三稿からの大きな改正は、見受けられない。したがって、第四稿にたいする分析は、割愛する。

## 7. 建議稿分析にたいする疑問と回答

ところで、第三稿であれ、第四稿であれ、いずれの建議稿も、一般的に、全国人民代表大会（以下、全人代と略す）にたいして立法するときの参照資料として提出される学者集団の知的成果物にすぎないと言われる。しかし、そうだからといって、筆者は、建議稿が分析対象として不適切であるとは思わない。建議稿を参照資料とし、実務における運用方法などを含めた理論蓄積が行われることによって、立法公布後に新法の適用を容易にしている点は、もっと着目されてよい。

このように建議稿を肯定的に理解する背後には、改革開放当初、現代中国法は、諸外国の法制度を暴飲暴食するかのように取り入れ、実際との乖離に悩まされたときの苦い経験が活きていないはずはない、との筆者の思いがある。たとえば、計画経済期においては、「破産」という言葉さえタブーであった。ところが、改革開放が進展するにつれて、国有企業の破産が現実味を帯びてくると、大前提である破産法を、ようやく制定するに至った。

しかし、この大前提をどのように適用して処理すればよいのかについては、先例も存在せず、実施細則もなかった。この「一に先例がなく、二に細則がなく、三に実践がない」状況に、その

当時の現場の審判官らは、苦闘したし、社会不安の増大をも招いた<sup>15</sup>。

現代中国は、「単位」社会からすでに変化している。たとえば、都市部の私営企業に勤める労働者の数は、2994万人（全体の約11%、2004年末時点）に達しているし、国有企業に勤める労働者の数も、減少傾向にあるとはいえ、それでも6710万人（全体の約25%、2004年末時点）を抱えている<sup>16</sup>。私営企業であろうと、国有企業であろうと、これらの企業の破産は、社会的影響が小さくない。破産は、雇用・労働の再生産を促すが、破産手続きが速やかに処理されるか否かに強く影響される。雇用・労働の再生産を速やかに促すためにも、同じ失敗が二度あってはならない。すなわち、現在、牧歌的だった頃に比べて、「一度あることは二度ある」では済まされない状況にある。

仮に、建議稿の作成といった作業を通じて、来るべき新法の実体を、抽象的でも示すことができれば、この新法を基本原則とし、関連する細則などが制定し易くなる。また、新法の立法後に予想される諸現象が想定できれば、現場の審判官らにとっても、その新法は、適用し易いものになる。

## 8. 建議稿を取り上げる理由

このように考えられる背景には、法を適用し易いということは、基本原則が明示されているからであるという道理が存在する。したがって、建議稿を分析することは、新法が継続、放棄、新設した統合としての基本原則の抽出作業におけるひとつの過程であると言える。これが建議稿を取り上げる理由である。

## 二、改正論議の内実

### 1. 建議稿の主要因は何か

今回の改正を促している主要因のひとつは、「公益訴訟制度」の確立にある、というのが建議稿課題グループの取りまとめ役である江偉の理解である<sup>17</sup>。一部の報道によれば、この「公益訴訟制度」が希求された発端は、「雀巢乳粉事件（ネスレ粉ミルク事件）」や「進津費事件（通行費徴収事件）」にたいして、現行法を適用しようとしたときにあるという。すなわち、これらの事件が顕在化して、いざ法廷に持ち込まれる段階になって、現行法に基づくと、公益を目的とした訴えに対応しにくいことが明らかになった、とされる。

しかし、いずれにせよ、この理由には違和感を覚える。なぜなら、既存の法制度において、検察官が民事事件や行政事件にたいして積極的に参加できない司法制度になっていたのかと言えば、そうでもなかったからである<sup>18</sup>。

たとえば、『中央人民政府最高人民檢察署暫行条例』（1951年9月3日中央人民政府委員会第12回会議採択、同年9月4日公布）3条を確認してみよう<sup>19</sup>。同条は、最高人民檢察署が、中央人民政府委員会の直接の管轄を受けて、下級檢察署が共同綱領をはじめとする諸法令の遵守（1号）、刑事事件（2号）、不当な裁判（3号）、違法な行政行為（4号）、不起訴処分となった諸事件（5号）のほか、社会全体、および、労働人民の利益にもかかわる重要な民事事件、または、行政事

件（6号）について、検察署としての職権を、直接行使、または、指導すると規定していた。同条6号において明らかなように、検察官が、国家の公益を代表して、社会全体、および、労働人民の利益にかかわる重要な民事事件や行政事件に参加することができるとしていた<sup>20</sup>。

また、別の例として、『中華人民共和国人民法院暫行組織条例』（1951年9月3日中央人民政府委員会第12回会議採択、同年9月4日公布）第5章を確認しておこう。同章は、人民法院と人民検察署の業務関係を特に規定した章である。ここでも、人民法院が法に基づいて、調査し、審判を行う刑事事件、または、重要な民事事件にたいして、人民検察署（の検察人員）が参加すると規定していた<sup>21</sup>。

つまり、建国当初の現代中国法において、人民検察院の積極的な介入は、当然のように、認容されていたのである<sup>22</sup>。やや視点を変えてみれば、今まで当然だったはずの「(国家・社会の)公益」という概念を、重要語句として再認識しようとしていると指摘できる。

## 2. 建議稿が主張するその他の諸改革と生じる好奇心

このほか、建議稿は、三審制の導入、訴状不受理の禁止、新しい権利利益における管轄の確立<sup>23</sup>、簡易法廷の増設、基層法院の一律単独制化、定型契約における約定管轄の一律無効、調停必須事件の明記<sup>24</sup>などに言及している。これらの諸改革は確かに重要である。しかし、これらの諸改革は、広義の公益希求として収斂することができる。

筆者は、現行法でも適用が決して困難なわけでもないにもかかわらず、対応し難いことを理由として、公益訴訟制度なるものを希求してしまうその所為に、現代中国の背景にあるその特殊性が見え隠れしていると考える。ちなみに、最近の議論では、民事検察制度の徹底の一環として、人民検察院による公益訴訟を支持するような見解が散見できる<sup>25</sup>。たとえば、潘は、現行民事訴訟法の起訴受理制度における「直接の利害関係」要件の固定性を問題視するとともに、公訴権が人民検察院にのみ付与されていることを指摘して、現状打破の手段として、人民検察院による公益訴訟擁護の文脈につながる持論を展開している。

この人民検察院による公益訴訟制度の確立という視点は、本稿のねらいを逸脱するものでもなく、むしろ、好奇心を増長させるものである。しかし、この射程範囲は、やや広範に及ぶし、現時点において概括できる資料の整理も不十分なので、「対応しにくいこと」とはどういうことかを、公益訴訟制度を希求する発端の一部になった一連の「雀巢乳粉事件」のうち、「朱燕翎事件」の紹介を通じて明らかにすることによって、その概観を提示し、議論を先に進めることにする<sup>26</sup>。

## 3. 朱燕翎事件について<sup>27</sup>

ネスレ粉ミルク事件は、その当時、現代中国社会において、広範な話題を提供した。この事件は、大きく分けると、原料の遺伝子組換えに関する諸紛争と商品の構成成分の含有量に関する諸紛争とに分けることができる<sup>28</sup>。朱燕翎事件は、前者に属する事件である。

朱燕翎事件を提起した原告 朱燕翎は、養育熱心な母親であり、かつ、遺伝子組換え製品が物議を醸していることを偶然にも学習していた「賢い消費者」であった<sup>29</sup>。そして、幸運にも、法律上の問題を、気軽に相談できる弁護士の友人である呉冬がいた。訴えを提起し易い要素を、彼女

は備えていたと言えるかもしれない。

朱燕翎事件の詳細を説明しておこう。

朱燕翎は、1995年から1997年にかけてスイスに留学したときに、ネスレ本社を参観した。この参観のときに、欧州において、GMOに関する賛否の議論が生じていること、および、ネスレ本社は、欧州において、GMOを生産・販売していないことを学習して、「ネスレブランドの忠実な消費者」となった<sup>30</sup>。朱燕翎は、出産した後、わが子の嬰兒用食品についてもネスレ製品を使用していた。

帰国した後、朱燕翎は、上海市内にある「上海聯家超市有限公司（カルフルスーパー）」<sup>31</sup>で、「上海雀巢有限公司（上海ネスレ）」が製造した「巧伴伴（ネスクイック）」を購入して、わが子に与えていた。朱燕翎は、欧州と同様に、当該製品の成分表示において、遺伝子組換成分が表示されていないことから、遺伝子組換成分を含まない自然食品であると認識して、購入していた。ところが、その後、朱燕翎は、偶然にもネットサーフィン中に、「欧州基因時代公司（GeneScan社）」<sup>32</sup>がネスレブランドの73品目を検査したところ、13の品目から遺伝子組換成分が検出されたことを知った。そして、この13品目のリストの中に、わが子に買い与えていた「ネスクイック」があった。朱燕翎は、呉冬に、上海ネスレの行っている販売行為が、中華人民共和国内（内国）において合法であるか否かについて質問した。呉冬は、少なくとも、上海ネスレの一連の行為は、『中華人民共和國消費者權益保護法（中華人民共和國消費者保護法）』<sup>33</sup>、および、『中華人民共和國產品質量法（中華人民共和國製品品質法）』<sup>34</sup>に違反しており、朱燕翎が上海ネスレを訴えることができると回答した。

朱燕翎は、自らの権利利益を保護するために、そして、現代中国の市民としての社会的責任を履行するために、上海ネスレの当該行為を批判しなければならないとして、2003年4月に、訴えを提起した。朱燕翎の主張は、以下のとおりである。

わが子に買い与えた「ネスクイック」には遺伝子組換成分が含まれていた。これは、人の身体健康を害する恐れがあるにも係わらず、上海ネスレはその事実を隠蔽したまま販売した。これは詐欺である。また、私自身の知る権利、および、選択する権利を侵害している。したがって、スイスのネスレ本社、この「ネスクイック」を生産した上海ネスレ、および、これを販売したカルフルスーパーにたいする賠償、および、「ネスクイック」成分表示上に遺伝子組換成分を含んでいる旨の記載を求める。

呉冬は、本事件の社会的影響の大きさを考慮して、上海市第一中級人民法院（中級法院）へ訴状を提出した<sup>35</sup>。上海市第一中級人民法院は、訴額が小さいことを理由に<sup>36</sup>、上海市長寧区人民法院（基層法院）への提出を、呉冬に指示した。

そこで、呉冬は、訴状を上海市長寧区人民法院へ提出した。しかし、上海市長寧区人民法院は、当院で受理することができるとしながらも、被告の一人であるカルフルスーパーが所在する上海市虹口区人民法院（基層法院）へ、または、上海ネスレが所在する上海市松江区人民法院（基層法院）へ訴えてはどうかと助言して、訴状を呉冬に突き返した。

そこで、呉冬は、虹口区人民法院へ訴状を提出した。2003年6月2日に、虹口区人民法院は訴状を受理すると回答した。ところが、虹口区人民法院には熱心な職員がいたようで<sup>37</sup>、本事件

が社会的に重大な影響を与えるのではないかと上海市第二中級人民法院（中級法院）に上申した。上海市第二中級人民法院は、この上申を真摯に受けとめて、2006年6月24日に、本事件は、上海市第二中級人民法院へ移管された。しかも、同院院長が審判長を務めるという熱の入れようを示した。

ようやく呉冬が当初思い描いていたように、社会的影響が大きいためとして、中級法院が本事件を審理することになったのだが、上海市第二中級人民法院は、涉外訴訟を含めることにたいして難色を示した。涉外訴訟は、送達手続が煩瑣で、送達時間が長く、審理期限の規定もないことを、原告側に説明して、スイスのネスレ本社にたいする訴えについて取り下げるよう、求めたのである。原告側は、ネスレ本社にたいする訴えの取り下げを、2003年7月に行い、本事件はようやく審理に入ることとなった。

審理の争点は、遺伝子組換成分の有無の鑑定をどのように取り扱って審判するかにあった。要は、訴訟証拠の取扱いが争点であった。具体的には、遺伝子組換成分の有無についての鑑定、および、その評価について、どのような分析方法を用いて鑑定を行い、そして、どの組織がその鑑定を行うかについて、両者は対立した<sup>38</sup>。

しかし、これでは埒があかないと考えたのであろう、2004年1月18日に、事態の打開を図るために、原告側が妙な方向へと戦術を変える。原告側は、次のように主張した。すなわち、問題の「ネスクイック」は、ブラジルから直輸入した後、袋詰めをして販売しているというが、商品の表記上においては上海において製造しているとなっており、事実と異なるではないか、と。つまり、争点を、訴訟証拠の取扱いから製品の不正表示へと転換したのである。

この戦術転換は、3か月の審理の後<sup>39</sup>、良い結果を生まなかった。上海市第二中級人民法院は、原告敗訴の結論を導いた。上海市第二中級人民法院は、次のように言う。

中国の現行の『転基因植物及其産品検測大豆定性PCR方法（遺伝子組換え植物及び同製品検査大豆定性PCR方法）』<sup>40</sup>に基づけば、遺伝子組換成分が含まれていないという検査結果となっている。したがって、原告の主張には理由がなく、訴えを却下する。

朱燕翎は、本判決を不服として、上海市高級人民法院（高級法院）に上訴した。2004年7月28日に、審理が行われたが、上海市高級人民法院は原審を維持した（2004年10月25日判決）。その後、朱燕翎は、上海市虹口区人民法院（基層法院）へ不服申し立てを提出するとともに、関係する検査会社に鑑定を委託するなどして、いまだに争っているが<sup>41</sup>、事態は、好転していない。

#### 4. 論点整理

以上が本件の現在までの大まかな経緯である。建議稿との関係から留意すべき問題点は、次の四点である。

第一に、原告は、わが子の身体にたいする危険性とネスレ製品「ネスクイック」にたいする詐欺行為を主張している。しかし、審理の当初においては前者を、後半になって後者へと、その訴訟戦略を転換させた。しかしながら、提起した訴えが受理されるか否かについて、現行法の重要な過程は、起訴受理制度における「直接の利害関係」要件である。直接の利害関係とは、字義のように、訴えを提起する原告が、本事件と直接の利害関係を有していることをいう。訴訟戦略の

転換が審判官の印象を害したのかもしれない。

ところで、本事件は、直接の利害関係要件を緩和することによって受理したのかもしれない。この点については日本法などにおける予備的請求の議論を参照して、この要件を緩和する可能性がないわけではない。しかし、これは、純粹な法学理論の視点から鑑みれば、この要件の存在意義の再構築を迫らせたものと評価しなければならない<sup>42</sup>。なぜなら、これらの問題は、現代中国における訴訟や紛争の捉え方という根本問題につながるからである。言うまでもなく、建議稿の背景にも存在する。

第二に、人民法院の門前でたらい回しを、原告側の負担とするのが適切といえるかどうかである<sup>43</sup>。

呉冬が4月に朱燕翎の訴状を携えて、訴えを提起してから、上海市虹口区人民法院が受理する(同年6月)までに、約2か月が経過している。現行法135条によれば、審理期限とは、「立案(事件の審理入り)」した翌日から、裁判の宣告、調停書の送達日までの期間をいうとされているので、たらい回しにされたこの約2か月間は、立案前であるので、審理期限に算入されることはない<sup>44</sup>。しかし、審理期限を規定する意義や効果については論争が集結しているわけではなく、建議稿においてもこの言及が見受けられる<sup>45</sup>。

これらの問題は、訴訟利用者間の適切な負担分担という問題につながるものである。

第三に、涉外訴訟の煩わしさを回避するために、原告にたいして訴訟請求の一部取り下げを勧告する権限を人民法院が有しているといえるかどうかである。

確かに、涉外訴訟における送達手続が煩瑣であった<sup>46</sup>。送達期間が6か月と長く、審理期限の規定もなかった<sup>47</sup>。しかし、現行法は、受理しない場合を規定しているにすぎず、規定する場合のみ、人民法院は、原告の訴訟請求を取り下げさせることができるにすぎない<sup>48</sup>。

また、原告の訴権を表した訴状の内容を書き換えさせることまで認めていると理解することはできない<sup>49</sup>。聞くところによれば、一般には人民法院内に設けられている「接待室」において、このようなやり取りが行われているそうである。しかし、その結果が吉と出るか凶と出るかは、人民法院のスタッフの質や経験によるところが大きいであろう<sup>50</sup>。

これらの問題は、建議稿と司法改革との関係につながる<sup>51</sup>。

第四に、二審による結審をもって紛争が終わると言えるかどうかである<sup>52</sup>。

朱燕翎は、二審である上海市高級人民法院の結審の後、原審であった上海市虹口区人民法院へ不服申し立てを行うとともに、新しい証拠の形成を企図して、検査会社に鑑定を依頼している。朱燕翎事件をはじめとした食品安全に関わる刑事、民事、行政事件にたいして現代中国社会の関心が急速に高まるにつれて、社会的にはこの解決に向けた取組みが始まっている<sup>53</sup>。

ここには、「私」としての朱燕翎個人の利益と、「公」としての現代中国社会の利益とが対比されている。裁判が終わることと紛争が解決することが同義でないことと同じように、公の発展が必ずしも私の発展と連関しているとはいえないことをどう評価すべきだろうか。

これらの問題は、建議稿の社会的意義という問題につながる。

## 5. 私見

まず、朱燕翎事件のような、個人が主体となりつつもその影響が社会大衆に及ぶ事件の発生、および、その事件にたいする民事訴訟法の「不完全な対処」<sup>54</sup>が社会的な関心を喚起して、建議稿の作成に向かった、という文脈は、消費者の権利保護の徹底、および、公共の利益を保護する司法救済手段の確立という要求が、公益訴訟制度を希求するようになった背景であるとする指摘と一致する。しかし、一方で、この文脈は現代中国社会における人民法院の位置づけ如何に収斂できる。結局のところ、いま、行われている改正論議は、現代中国の法が大きく「変動」しようとしていることと共鳴し合っているのかもしれない。

次に、朱燕翎事件は、三審制への変更や訴状の受理拒否の禁止、「格式合同（定型契約）」における「協議管轄（合意管轄）」条項の一律無効、忌避主体の拡大（控訴検察官まで拡大させよと主張している）、職権回避制度（院長に、審判官の忌避決定権を付与せよと主張している）<sup>55</sup>、「随時調解制度（判決前の任意調停制度）」の設置、証拠編の増加など多方面で関連している<sup>56</sup>。

このような意味で、朱燕翎事件はさらに検討を加える価値のあるケースである。

### 三、建議稿が考えさせること——なぜ公益を強調しなければならないのか

#### 1. 「公益」とは何か

「公益」とは、公共の利益（多くの場合、衛生や救済などといった人民大衆にたいする福利事業をいう）のことである。この公益の主体、客体、そして、公益をどのようにして保護するかといった視点から分析をし始めると、眼前には公益に関与する国家、集団、および個人が複雑に絡み合う様が描き出される<sup>57</sup>。しかし、通有する回答は用意されていない。

#### 2. 建国当初の議論

では、建国初期に、現代中国においてはどのような回答が提案されていたのだろうか。当時の論争の念頭には、人民内部の矛盾をどう処理するかが存在した。

たとえば、人民の内部で生じる紛争は、「一方で正当な利益と正当でない利益が衝突を生じたときに生じる。他方で個人利益の間、個人利益と集団利益との間、集団利益と国家利益との間で生じたときに生じる。これらの一部の利益は、根本上、一致しているが、人々が位置する地位が異なるために、異なるところのものを要求している。したがって、場合によっては矛盾したものになる」と評価するものがあつた<sup>58</sup>。

また、「我々の国家の人民大衆が取り扱う社会紀律には『自由自覚して』遵守するという表現があるゆえんは、人民大衆がこのような紀律自体が彼ら自身の意思の集中的体现であり、彼らの個人的利益と集団的、国家的利益とが根本上、一致しており、国家と社会の公共利益が個人的利益を満足させるうでのものであり、社会紀律を遵守することによって、人民大衆の個人的利益の保障を実現できると分かっているからである」と評価するものもあつた<sup>59</sup>。

これらの評価を見てもわかるように、建国当初においては個人、集団、国家三者の利益が根本

上、一致しているとの回答を提案していたと言える。では、このような回答は、現在、放棄されてしまったのだろうか。

### 3. 試行法段階の議論

答えは否である。たとえば、文化大革命を終えて、改革開放へと舵を切ってから制定された『民事訴訟法（施行）』<sup>60</sup> 当時の同法に関する教科書を読み返してみよう<sup>61</sup>。ある教科書は、次のように言う<sup>62</sup>。

「わが国は、生産手段の公有制を採用している社会主義国家であり、国家、集団、および、個人の根本利益は、一致しており、この三者は、密接に関係している。国家、集団、および、個人の利益が侵害を受けないように保護することは、当該「単位」の責任者と利害関係人本人との間のことであるし、また、国家機関や社会团体との間のことでもある。したがって、わが国の民事訴訟において、国家、集団、および、個人の民事上の権利・利益を侵害する行為については当該単位や本人が当事者として、人民法院に訴えを提起して、人民法院にその保護を求めるのである。国家機関、社会团体、企業・事業単位が国家、集団、または、個人の民事上の権利・利益を損なう行為を行って、その被害を受けた単位、または、個人は、人民法院に訴えを提起することができる。」

このように、少なくとも1982年に施行された『民事訴訟法（試行）』の背景にあった理念において、文革という惨事を経たとはいえ、継承していたことが分かる。では、1991年に施行された現行法の背景に存在する理念において変動があったのか。

### 4. 現行法段階の議論

この答も否である。現代中国において、最近の民事訴訟理論、および、同実務には、民事手続全般を把握しつつ、あるべき現代中国の（民事）司法構造を模索する動きが散見できる。廖中洪は、この動きに積極的に取り組んでいる法学者の一人である。廖の持論をかいつまんで確認しておこう。

廖は、建国初期から継承しているこの背景にある理念を、「国家本位主義（国家の立場から出発して、法律を、国家が社会をコントロールし、管理する道具とみなす思想観念）」であるとする。そして、この国家本位主義は、明確な規定をもたないが、事実上、現代中国の民事手続立法において最も根本的な指導思想であるとする<sup>63</sup>。廖は、この視点から分析すると、「国家の社会における民商事紛争の処理の必要と統治目標とが、民事手続立法の根本的価値の所在であり、これ以外の、たとえば、当事者訴権の保障、手続の公正、裁判の中立などのその他の立法価値は、いずれも国家の利益に付属するものになる」として、弱い当事者訴権の存在を暗に指摘して、そこからの打開を模索しようとする<sup>64</sup>。

しかし、廖は、法と政策との関係について検討したときに、この打開が現時点の現代中国においては困難であることを実感し、恨み節を述べるしかなかった。廖は、次のように言う。「しかしながら残念なことに、法と政策の関係についての認識上、依然として建国以来の、政策を法の魂とし、法律は党と国家の政策の体現であるとし、法律は、必ず国家の政策を体現するものであ

て、国家の政策に服務するものであるという思考モデル、および、基本的思想を超えてはいない<sup>65</sup>。この叙述の後、寥は、現行法の改正当時の経済体制や社会生活が従前と比べて急変しなかったことにその原因を求め、今後の打開を期待しているように振る舞っているが、寥の思いが本懐を遂げるときは来るだろうか。

#### 四、建議稿が考えさせること——なぜ三審制が必要なのか

##### 1. 審級制の意義

現代中国における司法構造（特に、人民法院の組織）は、そのハード面もソフト面も、人民代表大会が管理することになっているが、究極的には共産党の指導のもとでの国家にある。しかし、共産党の指導が實際上、弊害となっているか否かは、より詳細な分析をする必要がある。なぜなら、司法構造のハード面、および、ソフト面を考慮したとき、何度裁判することが妥当であり、そのときに配置できるスタッフがどの程度かが、共産党の指導よりもここでの重要な均衡点を導くと考えられるからである。これは、審級制そのものの問題にほかならない<sup>66</sup>。建議稿は三審制の導入を提案しているが、それはどうしてか。

##### 2. 建議稿が述べる導入理由について

建議稿は、二審終審制の歴史的重要性を確認しつつも、経済発展、および、社会の進歩に伴って、二審終審制が確立した当初と比べて、大きな変化が生じ、二審終審制の審級制度の機能欠陥が次第に明らかとなり、諸々の弊害が生じてきたとする。そして、この諸々の弊害のから、①地方保護主義の憂慮と事件審理の質の保証の難しさ、②人民の司法にたいする身体の欠如、③再審制度をはじめとする審級制度改革の必要性を指摘する。

③について、建議稿は、特に、第三審を法律審とする条件付きの三審制の構築を提案している。この提案理由として、三審制を確立することによって民事審級制度の重層化、および、合理化を行い、一方で誤審訂正機能を備えさせ、他方で法律上の見解の統一を考慮させることになるとしている。しかし、これらの点は、ヒトの責任の明確化を強化することにほかならない。

##### 3. 馬錫五が述べる二審終審制の採用理由について

建議稿が導入理由としている内容は、二審終審制を導入したときの理由と同じである。その例として馬錫五論文を確認しておこう<sup>67</sup>。馬は、次のように言う。

「一般の事件をすべて基層法院が受理し、中級法院が二審を行って、終了とする。このようにすれば、時間的に迅速化できるだけでなく、高級法院や最高法院への上訴事件も大いに減少するだろうし、これらの人民法院にたいする検査・監督を強化することもできるだろう。」

すなわち、当時、二審終審制を採用することによって、審理の迅速化を図り、そして、高級法院や最高法院によって下級の人民法院の審理を検査・監督することによって、諸問題の解決を企図していたのである。二審終審制の採用も、実は、ヒトの責任の明確化を強化することにつながっていた。

#### 4. 根拠地法制時期における三審制の試行

興味深いことに、抗日戦争期に国民党との協力の中で形式的に三審制が採用された歴史的事実以外にも、陝甘寧辺区において、事実上の三審制が採用されていた時期があった<sup>68</sup>。なお、二審制に戻した理由は、三審制、および、辺区政府審判委員会の存在がかえって訴訟の不便さを増大させたためであるとの評価がある<sup>69</sup>。どんなシステムであれ、不便になるということは、管理監督の不徹底を招き易くなる。そして、管理監督の不徹底は、ヒトの責任を不明確にさせる。すなわち、根拠地法制時期においても同様の問題に取り組んでいたものであり、その当時から、解決すべき問題は変化していないと言える。

留意すべきは、三審制の採用と撤回、二審制の採用と撤回というサイクルの背景に、「兩便原則」の理念が存在していることである。2002年12月に最高人民法院副院長に就任した黄松有 大法官は、伝統的な兩便原則を、現在の必要に応じて修正しなければならないとして、「新兩便原則」なるものを提唱している<sup>70</sup>。黄が主張する新兩便原則とは、「当事者が民事審判制度を利用するのに便利であり、人民法院が法に基づいて独立し、公正に、そして、効率よく審判権を行使するために便利であること」とする。しかし、新兩便原則といっても、解決を目指す問題に変化はないのではないか。

#### 五、おわりに

本稿は、建議稿の分析を通じて「現代中国法の特異性」に迫ろうと試みた。建議稿の主要因を確認し、キーワードと思われる中から「公益」と「審級制」を取り上げて、その歴史的な脈を振り返ってきた。本稿によって到達できた点は、次の二点である。

第一に、解決すべき問題である「ヒトの責任の明確化」が依然として問題となっていること。第二に、その中において「公」と「私」の関係にやや変化が見られなくもないこと。後者の点は、現代中国法の特異性を解明するうえで重要な視点を提示しているように思われる。今後の分析を通じてより明確にしていきたい。

#### 注

- (1) 一次データとは分析者本人が直接収集したデータをいう。これに対して、二次データとは、本人以外が収集したデータをいう。二次分析とはこの二次データを利用して行う分析である。
- (2) 現代中国において、最近、統計データに基づく一次分析の成果が紙面上散見されるようになってきた。たとえば、佟季「全国法院審理民事抗訴案件分析」『人民司法』2006年7月35頁や、楊煜＝符望＝徐俊「上海法院涉外知識産権案的法律適用」『人民司法』2006年8月37頁などがある。
- (3) 「兩便原則」については、さしあたり黄松有『中国現代民事審判権論：為民服務型民事審判権的構築』法律出版社2003年35頁参照。

- (4) 二次分析に使用したデータの分析結果については割愛する。
- (5) この統計データのサンプル数は589(欠損値0)。参考文献は、最高人民法院政治部編『中華人民共和國人民法院機構名録, 2004年』人民法院出版社2004年、および、中華人民共和國民政部編『中華人民共和國行政区划簡冊, 2004』中国地図出版社2004年である。両著とも、2003年末をデータ元としている。データセットは、自分でコーディングした。
- (6) このような分析手法を用いて、基層の人民法院の改革の方向を検討したものに、廖群=李智輝「基層法院改革方向初探——以部分全国先進基層法院的幾項指標為視角」『人民司法』2006年9月37頁などがある。
- (7) 現在、最高人民法院副院長(2002年12月に着任)。前職が最高人民法院民事審判第一庭長を務めていた。民事審判第一庭は、労働紛争、不当利得や婚姻家族など伝統的な民事事件のほか、不動産事件、相邻関係事件、農村土地請負契約事件など、現代中国における基本的な生活に関係する事件を主として審理する審判廷である。すなわち、黄松有は、日常生活の中で何が大きく変化しているかを実感できる法空間に接した人物であると言える。
- (8) 最近、「反腐敗」をテーマとした「収支兩条(収入と支出の両面から管理する)」の徹底が求められている。この文脈は、最高人民法院が進める司法改革にも汲み取られているようにも思われる。しかし、収支兩条の徹底目的は、反腐敗だけではないかもしれない。
- (9) 条件付きの三審制を求める見解についてどう捉えるのかが指摘されるかもしれない。しかし、この見解は、後述するように、建議稿の根底に存在する「公益希求」から生じた見解であると考えられる。
- (10) さしあたり、改革開放政策採用以降(1970年代末、80年代以降)としておく。
- (11) 社会科学における二次分析は、現代中国においても分析手法の一つとして試みられるようになっていく。多重クロス集計やロジスティック回帰分析などを用いた分析は、まだ見受けられないが、たとえば、冉井富『当代中国民事訴訟率變遷研究——一個比較法社会学的研究』中国人民大学出版社2005年などは、国家機関が公開している統計データを駆使して、分析を行っている。ちなみに、冉は、同書において、関係する統計データを活用して、現代中国社会における民事訴訟実務の実際の変遷を明らかにしようと試みている。
- (12) 但し、筆者は、専門性が低くなるとは考えていない。多角的な分析を可能にするという意味において、情報量の増大は、望ましい傾向であると考えられる。逆に、今後の問題は、膨大な情報量をどのように分類分けして、自らの分析に活用するかにある。この意味では、専門性が高くなるのではないか。
- (13) 中国人民大学法学院「民事訴訟法典的修改与完善」課題組『《中華人民共和國民事訴訟法》修改建議稿(第三稿)及立法理由』人民法院出版社2005年。
- (14) たとえば、「民事訴訟法專家建議稿提出廢除立案審查制度」『新華網』(<http://www.xinhuanet.com/>) (ソースは『中国青年報』2006年11月28日とのこと)。
- (15) 謝德祿(武吉次郎訳)『大破産 中国国有企業の改革』東方書店1997年132頁。
- (16) 『中国労働和社会保障年鑑2005』551頁参照。
- (17) 「中国法律信息网(俗に法律之星で通じる)」(<http://www.law-star.com/index.htm>)のコンテンツのひとつである「法制焦点」2005年8月8日の報道による(『新京報』からの転載)。なお、中国語の法律文献や資料をどのように利用すればよいかについて、渠涛 主編『中文法律文献資源及其利用』法律

- 出版社 2006 年が出版されており、有用である。また、参考までに、法学関係の辞典類の一覧について、杜学亮 編著『中文法学工具書辞典』知識産権出版社 2006 年が出版されている。
- (18) 誤解されないように注記しておけば、筆者が覚える「違和感」とは、「参加」であろうと、「公益代表」であろうと、その点に関係しないということである。「誰のための訴訟制度か」という視点から考えれば、改正を要望する起点となった諸事件が、法廷に入り込めなかった(入り込み難かった)とする認識の点に、「違和感」を覚えるにすぎない。
- (19) ここで確認した法律条文は、確かに既に廃止されたものであり、近年の現代中国社会の変化を取り込んだ現行法制にたいする解釈学や関連する諸裁判例を確認したほうが分かり易かったかもしれない。しかし、建議稿を取り上げた理由が既存の基本原則の継続、放棄、新しい要素の新設を統合した新基本原則の抽出作業のひとつの過程と見ていること、そして、現代中国法に関する研究の一環として本稿を組み立てていることから、中華人民共和国成立当初に形成されていた基本原則の抽出作業を行うことにした。
- (20) この点については『各級地方人民檢察署組織通則』2条において再確認されている。
- (21) 現行法(たとえば、『中華人民共和國人民檢察院組織法』)にこのような文言は見られない。しかし、そうであるならば、逆に、旧条文規定の復活という選択肢がなかったのか、という疑問が生じる。
- (22) 「公益」の維持は、現代中国において、当然のことであった。現行の訴訟法に限って言えば、なぜ、社会秩序の維持(刑事訴訟法1条)、社会秩序、および、経済秩序の維持(民事訴訟法2条)を基軸とした解釈論議や、限界論が展開されず、立法論が展開されてしまったかを考察する必要がある。
- (23) ネットワーク侵害権、マスメディア侵害権にたいする管轄などが規定されている。
- (24) 建議稿 106 条に列記されている。また、同条の設置について、建議稿は、現行民事訴訟法が調停を必須とする事件を規定していないことを理由として挙げている。別途検討すべき問題である。
- (25) たとえば、瀋翔「試論民事檢察制度之完善」『安康師專學報』17 卷 2005 年 2 月など。
- (26) もうひとつのキーポイントである起訴受理制度については、拙著「現代中国民事訴訟法における起訴受理制度について」『中国研究月報』684 号 2005 年 2 月を参照されたい。寥が指摘する「直接の利害関係要件の固定性」問題についても言及してある。
- (27) 当該事件は、現代中国における食品安全制度全般の予備知識がなければ十分に理解できないかもしれない。雀巢乳粉事件自体は、2003 年前後に注目された話題である。この当時の現代中国の食品安全制度について調査したものとして、(社)食品流通システム協会編『中国の食品安全制度(基礎編)』2004 年がある。
- (28) 劉寧=張慶等『透視中国重大食品安全事件』法律出版社 2005 年。同書は、14 の食品安全に関する事件の概要をまとめたうえで、それぞれにその問題点、および、対策を示している。後述するように、同書も、遺伝子組換え食品(俗に、GMO と略される)に関するネスレ粉ミルク事件の問題点において、その涉外訴訟の迂遠さを指摘している(64 頁)。
- (29) ちなみに、現代中国において「賢い消費者」といえば、王海その人を想起することが少なくない。「王海現象」を引き起こした張本人である。王海現象とは、1995 年ごろから、王海が偽物の疑いのある製品を購入しては、偽物を掴まされたとして、損害賠償を求めて、販売主・製造主を相手取って、訴訟をはじめとする手段を用いて戦い、販売主・製造主に、「消費者が本来得るはずの利益を供出させた」一

連の行動をいう。一般には、携帯電話、家電製品、医薬品などの幅広い分野において、偽物の撃退や消費者の権利擁護活動の展開であるとして、評価されている。彼は、いま、wanghai.com (<http://www.wanghai.com/>) を主催している。

- (30) 前掲・劉寧＝張慶 等 33 頁。以下、同書を参照しつつ、筆者が現地で収集した情報を基にして、本事件の概要を説明する。
- (31) カルフルという呼称には「家樂福（超市）」もある。
- (32) GeneScan 社については、<http://www.genescan.com/> を参照されたい。現在、欧州のほか、USA、香港、ブラジルに支社を設立している。
- (33) 同法は、1993 年 10 月 31 日に採択され、1994 年 1 月 1 日に施行されている。なお、同法 49 条が規定する二倍賠償の規定が、各種の論争を生みだしている。
- (34) 同法は、1993 年 2 月 22 日に採択され、1993 年 9 月 1 日に施行されている。なお、2000 年 7 月 8 日に、全人代常務委員会によって、一部改正された。
- (35) 現代中国における審級制は、四級二審制が採用されている。四級とは、最高法院、高級法院、中級法院、および、基層法院である。それぞれに、最高人民法院、高級人民法院、中級人民法院、基層人民法院という名称を有する。基層人民法院には、その出先機関として、人民法廷が別途設置されており、この人民法廷は、地域を巡回しつつ、審判業務を行っている。
- (36) 訴額は 13.60 元（約 200 円）であった。
- (37) 同職員が審判官であったのか、書記官であったのか、または、同院の事務職員であったのかは確認できなかった。
- (38) 2003 年の山東省における食品安全制度の調査を行ったときに実感したことであるが、当時、分析する機器が搬入されていたとしても、その機器を十分に使いこなせる人材が配置されていないということが散見された。
- (39) 3 か月という審理期間は、劉寧＝張慶 等 42 頁による。しかし、この点については、当該事件を詳細に報道しているマスメディアも少なく、判決書の公開を待ちたい。
- (40) 農業業界標準番号 NY/T675-2003 である。なお、同方法の英文名称は、Detection of Genetically Modified Plant Organisms and Derived Products-Qualitative PCR Methods for Soybeans。農業部農業遺伝子組換え生物安全管理弁公室が管理する中国生物安全網 (<http://www.stee.agri.gov.cn/biosafety/default.htm>) を参照した。同サイトにおいて、各種の検査・測定方法などの文書をダウンロードできる。
- (41) 上訴期限を徒過して、判決や裁定が確定したとしても、訴訟利用者が任意に履行しない限り、判決や裁定の内容は、実際には実現しない。これは、日本社会においても同様であるが、現代中国社会においてはこれに加えて、「反論しなければ（相手の要求を）認めたことと同じ」という考え方が根強く残っている。なお、現代中国における訴訟戦略の一端を紹介しておく、朱燕・が上海市虹口区人民法院へ提出した不服申し立ては、現行法 178 条に基づくものである。但し、不服申し立てがあったからといって、判決や裁定の執行を停止することはできない。また、関係する検査会社に委託した鑑定は、仮に、鑑定結果によって、新しい証拠が生み出された場合に、現行法 179 条に基づいて、再審を訴え出るためのものである。

- (42) 筆者は、今のところ、このような見解を支持していない。なぜなら、現代中国における司法構造の一つの特徴として、直接の利害関係要件を厳格に解釈したとしても、社会的影響が大きい民事事件の場合に、この事件を受理する方向に向かう可能性が大きいと考えるからである。この論証については別途論考を用意する予定である。
- (43) この視点は、「訴訟制度は、誰のためにあるのか」という論点につながる。
- (44) なお、審理期限の詳細については『最高人民法院關於適用〈中華人民共和國民事訴訟法〉若干問題意見』（1992年7月14日公布）164条を参照されたい。公告期間、鑑定期間、管轄異議の審理期間は、審理期限に算入しないとしている。
- (45) なお、建議稿においては簡易手続、および、少額訴訟にたいする審理期限のみを規定した（同338条、および、350条。期間は、3か月間とされ、延長ができる）。
- (46) 涉外民事訴訟手続における送達手続規定を明文化することの重要性は、最高人民法院も認識していたところであった。この点については2006年1月に、『涉外民事案件司法文書送達問題若干規定』（意見請求稿）が公表された（受付期限は、同年2月23日まで）。同年7月17日に、最高人民法院審判委員会が『最高人民法院關於涉外民事或商事案件司法文書送達問題若干規定』を採択して、同年8月10日に、公布された（同年8月22日より施行）。
- (47) 『中華人民共和國民事訴訟法』247条参照。
- (48) 『中華人民共和國民事訴訟法』111条参照。
- (49) 但し、人民法院が訴状の内容を書き直させる場合はある。『最高人民法院關於〈中華人民共和國民事訴訟法〉若干問題意見』（1992年7月14日公布）140条を参照されたい。同条は、被告を誹謗中傷して、矛盾を激化する恐れがあり、かつ、紛争の解決に不利であると認められる場合のみ、書き直させることができると規定している。なお、原告が書き直しを断固拒絶した場合にはそのまま送達してよいとも規定している。
- (50) これは、現代中国において進められている司法改革の一環でもある。
- (51) また、この問題は、これまで主張されてきた現代中国の民事訴訟システムの「職権主義モデルから当事者主義モデルへ」、または、「超職権主義モデルから当事者主義モデルへ」という訴訟システムの転換に関する議論の企図するところを、再分析する必要を、我々に迫るものでもある。
- (52) この視点は、「訴訟制度は、なぜ必要なのか」という論点につながるものである。
- (53) 遺伝子組換え食品、および、遺伝子組換え生物（Genetically Modified Organism、GMO）にたいする関心は、現代中国でも高い。個人的な経験からいえば、現代中国の中央政府をはじめ各級の人民政府は、GMOを農畜水産業に応用することに強い関心を持っているように感じる。しかし、その使用管理について、現状はともなくも、徹底させようという姿勢が一部の中央政府官庁には見られるが、（地方政府官庁や農村の現状を鑑みれば）この徹底は、困難な作業であるかもしれない。
- (54) ここでいう「不完全な対処」とは民事訴訟上の不手際（人為的原因）をも含む。しかしながら、前述したように、筆者から見れば、長い間、既存の基本原則やそのやり方、応用を「依法弁事（法に基づいて行うこと）」という手順にしたがって行っていなかったために忘却していたとしか思えない。
- (55) 担当裁判官が自ら除斥、または、忌避の原因があることに気づいて、当該事件の取扱いを避けるわけではないので、厳密に言えば、日本法における「回避」とは異なる。

- (56) なお、本稿では冗長になると判断して、割愛したが、「訴えの利益」概念を起訴受理制度上に導入したことは、非常に重要な問題であることを注記しておく。
- (57) 従前、国家の利益を念頭に置いた議論が存在した。たとえば、王晨『社会主義市場経済と中国経済法』有斐閣 1999 年 156 頁など。王は、日中の違約金制度を素材として、興味深い論述をされている。
- (58) 蒋士民＝蘇眉鳳＝李文成＝李静堂「正確処理人民内部的糾紛（人民内部の紛争の正しい処理について）」『政法研究』1959 年 4 版 28 頁自訳。ちなみに、『政法研究』は、1953 年 4 月 22 日に、当時の「政治・法律に関する唯一の学会」であった中国政治法律学会の学会機関誌である（『日本におけるアジア・アフリカ研究の現状と課題 文献目録・解題 中国・法律』アジア・アフリカ総合研究組織 1966 年第二部 35 頁）。
- (59) 江英「従社会主義愛国公約談起（社会主義愛国公約について）」『政法研究』1961 年 1 号 28 頁自訳。
- (60) 『中華人民共和國民事訴訟法（試行）』1982 年 3 月 8 日公布、同年 10 月 1 日施行。
- (61) 柴発邦＝江偉＝劉家興＝范明辛『民事訴訟法通論』法律出版社 1982 年、劉家興『民事訴訟教程』北京大学出版社 1982 年、最高人民法院民事訴訟法培訓班編『民事訴訟法講座』法律出版社 1991 年、梁書文主編『民事訴訟法積義』中国檢察出版社 1991 年など。
- (62) 柴発邦＝江偉＝劉家興＝范明辛『民事訴訟法通論』法律出版社 1982 年 278 頁自訳。
- (63) 廖中洪『中国民事訴訟程序制度研究』中国檢察出版社 2004 年 79 頁参照。
- (64) 前掲・廖 79 頁自訳。
- (65) 前掲・廖 83 頁自訳。
- (66) 現在、現代中国において行われている司法改革では、司法従業員（審判官、書記官、および、事務職員を含む）の質も確かに問題とされている。しかし、ここには均衡点を導く思考である「何度裁判させることが妥当であり、そのために配置できる司法従業員はどの程度か」の問題として、量の問題も存在する。
- (67) 馬錫五「關於当前審判工作中的幾個問題（当面する審判工作に関する若干の問題）」『政法研究』1956 年 2 月第 1 期 4 頁以下自訳。
- (68) 前掲・廖 71 頁。廖は、「1942 年 3 月に、辺区人民政府が民事、および、刑事事件をより良く審理するために、審判委員会を設立して、上訴を受理させ、審級を三級三審制にさせた」と紹介している。
- (69) 張晋藩主編『中国司法制度史』人民法院出版社 2004 年 581 頁参照。同書は、「辺区政府審判委員会は、一番、二審における誤審、または、不適当な判決を是正していたが、辺区政府審判委員会の存在も訴訟の不便を増加させていた。そこで、1944 年 2 月 16 日に、ついに取り消され、高等法院を終審人民法院とする旧体制が回復した」と述べている。
- (70) 前掲・黄 40 頁。